

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領

	農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知
制 定	平成 28 年 1 月 18 日 付 け 27 生 畜 第 2389 号
改 正	平成 28 年 9 月 2 日 付 け 28 生 畜 第 967 号
改 正	平成 29 年 12 月 26 日 付 け 29 生 畜 第 1696 号
改 正	平成 31 年 1 月 7 日 付 け 30 生 畜 第 1251 号
改 正	令 和 2 年 1 月 7 日 付 け 元 生 畜 第 1435 号
改 正	令 和 2 年 12 月 23 日 付 け 2 生 畜 第 1518 号
改 正	令 和 3 年 12 月 2 日 付 け 3 畜 産 第 1179 号

第 1 総 則

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「基金事業」という。）の基金管理団体の公募については、この要領の定めるところによる。

なお、本事業の公募の実施は、令和 3 年度補正予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得る。

第 2 目 的

我が国の畜産・酪農は、T P P 11 協定、日 E U 経済連携協定、日米貿易協定の発効に続き、R C E P 協定について関係国において署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく状況に置かれている。

一方、T P P 等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策のひとつとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進」することとされた。

本事業では、改訂された「T P P 等関連政策大綱」に則して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組を支援する。

第 3 基金管理団体の業務

本事業における基金管理団体の業務の内容は、別表に定めるとおりとする。

第 4 応募団体の要件

本事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、日本国内に所在する民間団体等（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協

同組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人等をいう。)であって、別表に定める応募団体の要件に該当するものとする。

第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、別表に定める経費とする。
- 2 申請することができない経費
 - (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、別表に定めるとおりとする。

第7 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」（別記様式1）及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業」、「畜産経営体質強化資金対策事業」のいずれか又は全部に係る応募補足書（別記様式2）を作成し、必要部数を2の（1）の提出期間内に2の（2）の提出先に提出することとする。

2 応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は、次のとおりとする。

(1) 提出期間

令和3年12月2日（木）から令和3年12月27日（月）まで（必着）

(2) 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省畜産局企画課 宛て

問合せ先：同上

TEL：03-3502-8111（内線4893）

03-3501-1083（直通）

FAX：03-3502-0873

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後6時15分まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けるものとする。

(3) 提出書類及び部数

- ア 「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」 2部
 - イ 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業」、「畜産経営体質強化資金対策事業」のいずれか又は全部に係る応募補足書 各2部
 - ウ 民間団体経歴（概要）、民間団体定款（又は規約）など応募団体の活動（新規に設立する応募団体にあつては、設立趣意書及び事業計画見込み）が分かる資料 1部
 - エ 応募団体（新規に設立する応募団体にあつては、その構成員）の過去3年分の総会資料（財務諸表等の添付資料） 1部
- を1つの封筒に入れ、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」と表に朱書きをして提出することとする。
- なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分に配慮するものとする。

(4) 注意事項

- ア 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とするが、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。
- イ 応募書類を郵送する場合には、簡易書留、配達記録等、配達されたことを証明することができる方法によることとする。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着することとする。
- ウ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、応募書類に不備等がある場合には、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等がないように作成することとする。
- エ 応募書類の差替えは、原則として不可とする。
- オ 応募書類は文書作成ソフトを用いて作成し、印字した文書を提出することとする。

第8 基金管理団体の審査

1 審査の方法

基金管理団体の採択については、農林水産省畜産局企画課（以下「企画課」という。）において応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容を審査するが、審査に当たっては、別に定める選定審査委員会において2の審査の観点に基づき実施するものとする。

具体的には、企画課において、申請者から提出された応募書類の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、選定審査委員会の意見を踏まえ、それらの審査結果を基に優秀と認められる応募団体を選定し、採択するものとする。

審査は非公開で行う。また、選定審査委員会の委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏えいしないこと、善良な管理者の注意義務をもって情報を管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられている。

なお、審査の過程は応募団体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の観点等

審査の項目及び観点は、次のとおりとする。

審査の項目	審査の観点
事業遂行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業（基金の管理）を遂行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有しているか。 事業（基金の管理）を的確に遂行するために、団体代表者に十分な管理能力があるか。
事業対象に係る知見	<ul style="list-style-type: none"> 畜産に関する十分な知見（畜種横断的なものであり、生産、経営等の多岐にわたるものが望ましい。）を有しているか。
事業対象に係る業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> 畜産に係る事業について、事業の審査及び指導監督を行った経験を有しているか。
基金管理団体が自ら行う事業の審査能力の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 基金管理団体が自ら事業実施主体として行う事業に係る助成に関して、的確な審査（助成対象、畜産クラスター協議会の事業、事業実施計画の内容等）を行える能力を有しているか。
基金管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 多額の資金を基金として積み立てることから、責任を持って基金を管理する体制を有しているか。 決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。

3 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、決定後速やかに応募団体に対して通知するものとする。

審査結果の通知については、基金管理団体の候補者となった旨を通知するものであり、別途、必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることとなる。

採択された基金管理団体については、農林水産省のホームページで公表する。

第9 事業の実施

採択の決定後、必要な手続を経て、速やかに基金造成を行うこととする。

本事業は、令和3年度補正予算の成立後に施行する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に従って行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年12月2日から施行する。